

指定居宅介護支援に係る留意事項

- 2 指定居宅介護支援の具体的取扱方針に基づく居宅サービス計画の届出について
(居宅介護支援事業所単位で抽出する居宅サービス計画検証にかかる届出)

令和4年1月5日 FAX

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に基づく居宅サービス計画の届出について (居宅介護支援事業所単位で抽出する居宅サービス計画検証にかかる届出)

概要

介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3の規定に基づき、その勤務する指定居宅介護支援事業所が厚生労働大臣が定める基準（※）に該当する場合で、市町村（保険者）から求めがあった場合、指定された居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の利用の妥当性を検討し、届け出ることが義務付けられました。

※ 厚生労働大臣が定める基準（①・②いずれも該当する事業所）

- ① 事業所の全利用者の区分支給限度基準額の総額に対して、サービス費の利用割合が7割以上
- ② ①のうち訪問介護がサービス費の総額に占める割合が6割以上

本組合から求めがあった場合は届け出ていただく必要があります。

届出の対象となるプラン

本組合が指定し、届出を依頼するプラン

届出書類

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) アセスメントシート | (3) 居宅サービス計画書「第2表」 |
| (2) 居宅サービス計画書「第1表」 | (4) 週間サービス計画表「第3表」 |

届出期限

本組合が届出を依頼する際にお示しします。

届出先

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田地区広域行政組合 介護保険課

届出後の流れ

- (1) 届出されたケアプランは、本組合で受付後、浜田市又は江津市において、地域ケア会議等により検討を行います。
- (2) 必要に応じて、当該ケアプランを作成した介護支援専門員並びに当該ケアプランに基づいて訪問サービスを提供する訪問介護事業者に対して、地域ケア会議等への出席を要請する場合があります。
- (3) 地域ケア会議等での検討の結果、当該ケアプラン及びその他の類似のケアプランについても再検討を促す場合があります。（より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としており、サービスの利用制限を行うものではありません。）
- (4) 地域ケア会議等での検討の結果については、本組合から連絡します。